

公益財団法人 鹿沼市勤労者福祉共済会会費等に関する規程

沿革 平成 22 年 11 月 9 日制定 平成 23 年 12 月 16 日改正

平成 28 年 2 月 29 日改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人鹿沼市勤労者福祉共済会（以下「共済会」という。）を円滑に運営させるために必要な経費を会員が負担する入会金及び会費（以下、会費等という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第 2 条 会員は、定款第 3 条に規定する目的に賛同して共済会に加入した中小企業勤務者等とする。

(入会金)

第 3 条 共済会に加入する者は、入会金を納付しなければならない。

2 入会金の額は、会員 1 人に付き 5 0 0 円とする。

3 納入された入会金は、返還しないものとする。

(入会金の納入方法)

第 4 条 入会金は、共済会に加入手続きをする際、現金で納入するものとする。

(会費)

第 5 条 会員は、会費を納付しなければならない。

2 会費の額は、1 人月額 9 0 0 円とする。

3 新規加入者は、入会時に入会日の属する月から次の基準日の属する月の前月までの会費を共済会に納入するものとする。

(会費の用途)

第 6 条 納入された会費等の 1 5 パーセント以内の額を共済会会計の法人会計において支出することができる。

2 共済会は、次年度予算の公表時及び新規加入時に会費等の用途について、会員に周知しなければならない。

(会費の納入方法)

第 7 条 会員は、次のとおり会費を納入する。

2 新規加入者は、初回の会費を共済会に現金で納入する。

3 初回以降の納入は、会員の指定する金融機関の口座から振り替える（以下、口座振替という。）ものとする。

(口座振替の時期)

第 8 条 口座振替は、次に掲げる区分に基づき、振り替えるものとする。

納 期	納 入 分	基 準 日	振替日
第 1 期	4・5・6 月分	4 月 1 日	4 月 4 日
第 2 期	7・8・9 月分	7 月 1 日	7 月 4 日
第 3 期	10・11・12 月分	10 月 1 日	10 月 4 日

第4期	1・2・3月分	1月1日	1月4日
-----	---------	------	------

2 口座振替日が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日とする。

(会費の遅延納入)

第9条 第4条、第7条第2項及び第3項の規定による納入が困難な場合は、期限及び振替日を過ぎて共済会に納入することができる。

(督促)

第10条 共済会は、会費等を遅延する会員に対して、口頭又は文書により督促しなければならない。

(会費の返還)

第11条 会員が退会した場合、第7条第2項及び第3項の規定に基づき納入された会費は、退会日の属する月の翌月以降の会費を返還する。

附 則

この規程は、公益財団法人鹿沼市勤労者福祉共済会設立の登記の日から施行する。

附 則(平成23年12月16日)

この規程は、平成23年12月16日改正し、上記、附則の日から施行する。

附 則(平成28年2月29日)

この規程は、平成28年2月29日改正し、平成28年3月1日から施行する。